

# 桶川市会計年度任用職員 勤務条件明示書

令和 6 年 4 月 1 日

桶川市教育委員会 教育部文化財課

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項(パートタイム会計年度任用職員)
任用期間	<p>令和 6 年 4 月 1 日 ~ 令和 7 年 3 月 31 日</p> <p>※ 就業日が不定期なため、業務発生時に上記期間の中で任用します。</p> <p>※ 採用日から1か月間(1か月の勤務日数が15日に満たない場合は15日間)は条件付採用期間です。</p> <p><b>【条件付採用期間】</b>          会計年度任用職員は、条件付採用期間中の職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。条件付採用期間は1年に至るまで延長することができます。</p>
勤務場所	埋蔵文化財の発掘調査現場(市内各所)
業務内容	埋蔵文化財の発掘調査の作業補助
勤務時間	<p>1 勤務日 ( 月 <input checked="" type="checkbox"/> 火 <input checked="" type="checkbox"/> 水 <input checked="" type="checkbox"/> 木 <input checked="" type="checkbox"/> 金 <input checked="" type="checkbox"/> 土 <input type="checkbox"/> 日 <input type="checkbox"/> )</p> <p>※上記のうち、週3日~4日</p> <p>2 始業 ( 9 時 00 分 ) 終業 ( 16 時 30 分 )</p> <p>3 休憩時間 60 分</p> <p>4 時間外勤務 ( 無 )</p> <p>5 休日勤務 ( 無 )</p> <p>★ あらかじめ具体的な勤務日が指定できない場合          所属長が別途指示する日の中において、1日につき 6.5 時間</p> <p>★ シフト制(又は変形労働時間制)の場合          交代制(変形労働時間制)として、次の勤務時間の組み合わせによる。</p> <p>始業 (      時      分 ) 終業 (      時      分 ) (      )</p> <p>始業 (      時      分 ) 終業 (      時      分 ) (      )</p> <p>始業 (      時      分 ) 終業 (      時      分 ) (      )</p>
週休日以外の休日	<p>1 年次有給休暇 ( 無 )</p> <p>2 桶川市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則に定める特別休暇</p> <p>3 国民の祝日に関する法律による休日</p> <p>4 年末年始の休日(12月29日から翌年1月3日まで)</p>
報酬	<p>1 時給 1,133 円</p> <p>2 期末手当 ( 無 )</p> <p>3 その他 ( 費用弁償 )</p> <p>4 支給日 ( 翌月21日(月末締め) )</p>
社会保険等	<p>1 社会保険 ( 有 ) ※ 要件に該当した場合</p> <p>2 雇用保険 ( 有 ) ※ 要件に該当した場合</p>
労災保険	<p><input checked="" type="checkbox"/> ( 労働者災害補償保険法 )</p> <p><input type="checkbox"/> ( 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 )</p>
その他	会計年度任用職員は地方公務員法が適用されるため、服務に関する規定(信用失墜行為の禁止、守秘義務など)を遵守する必要があります。また、正規職員同様、懲戒処分の対象となります。